

認定個人情報保護団体

(警察庁生活安全局生活安全企画課)

1. 制度の概要

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として苦情の処理等の業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)に対する認定制度を設けることにより、民間団体による個人情報の保護の推進を図るものである。

2. 指定、登録等の基準

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)

(認定)

第 37 条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第 42 条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 (略)

(欠格条項)

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第 48 条第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

- 第 48 条第 1 項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第 39 条 主務大臣は、第 37 条第 1 項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第 37 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第 37 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第 37 条第 1 項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人 全国警備業協会	平成 20 年 11 月	東京都新宿区西新宿 1 丁 目 9 番 18 号 (03-3342-5821)	個人情報の保護に関する法律第 37 条第 2 項の規定に基づく認定の申請があり、同法第 38 条各号に掲げる要件に該当せず、同法第 39 条各号に掲げる要件のすべてに適合すると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
認定に係る事務・事業について料金等は徴収していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 21 年度)
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価
平成 23 年度末までに実施予定